第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号中「前五号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とする。

第二十一条第一項中「及び近海区域」を「又は近海区域」に改め、同条第二項中「第三条、第六条」を「第三条」に改め、「第八条第二項」の下に「、第九条第三項、第十条第一項、第十一条の二」を加え、「、第十六条第一項及び第二項」を「、第十六条第二項」に、「第六条中」を「第六条第二項中」に改める。

第二十六条第二項第一号中「不燃性材料」を「鋼又は鋼と同等」に改め、同項第五号中「下方末端」を「両端」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（火災時に安全帰港するための措置）

第四十六条の二　規則第五十六条の二の告示で定める装置等は、次に掲げるものとする（当該装置等が設置されていない場合を除く。）。

一　船舶設備規程第百三十五条に規定する操舵（だ）装置

二　船舶設備規程第百四十六条の四十八の二に規定する浸水警報装置（同条第一号の船舶に備え付けるものに限る。）

三　船舶区画規程第五十一条に規定する水密すべり戸

四　船舶区画規程第七十八条に規定するビルジ管装置

五　船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第一条第一号に規定する機関

六　船舶救命設備規則第四十一条に規定する持運び式双方向無線電話装置、第四十一条の二に規定する固定式双方向無線電話装置又は第四十一条の三に規定する船舶航空機間双方向無線電話装置

七　船舶救命設備規則第八十二条に規定する警報装置

八　船舶消防設備規則第五条第一号ハに規定する送水管

九　船舶消防設備規則第五条第二号に規定する固定式鎮火性ガス消火装置

十　船舶消防設備規則第五条第三号に規定する固定式泡消火装置

十一　船舶消防設備規則第五条第四号に規定する固定式高膨張泡消火装置

十二　船舶消防設備規則第五条第五号に規定する固定式加圧水噴霧消火装置

十三　船舶消防設備規則第五条第六号に規定する自動スプリンクラ装置

十四　船舶消防設備規則第五条第九号に規定する機関室局所消火装置

十五　船舶消防設備規則第五条第十三号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置に限る。）

十六　船舶消防設備規則第五十二条の二に規定する警報装置

十七　船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第五十八条に規定するビルジ管装置及びバラスト管装置

十八　その他管海官庁が定める装置等

2　規則第五十六条の二の告示で定める船内の場所は、次のとおりとする。

一　船橋

二　機関制御室

三　避難場所

四　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の三第二項第二号に規定する作業の現場における指揮者及びその代行者がいる場所

別表第1備考1(7)ハ中「、売店」を削り、同(8)中「サウナ」の次に「、売店」を加える。

（船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の一部改正）

第八条　船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示（平成二十年国土交通省告示第千四百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

十四　三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船（第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項に規定する限定近海船をいう。）を除く。）に限る。）に設けるビルジ管装置にあっては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十二年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条中船舶の脱出設備を定める告示第三条の改正規定（同条第一項第一号の改正規定を除く。）並びに第七条中船舶の防火構造の基準を定める告示第二十条の改正規定及び第二十一条の改正規定（「第三条、第六条」を「第三条」に改める部分及び「第八条第二項」の下に「、第九条第三項、第十条第一項、第十一条の二」を加える部分に限る。）は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示第六条第三号及び第七条第四号、船舶の消防設備の基準を定める告示第四条第四項並びに船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示第十二条第十四号の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（船舶救命設備規則第一条の二第二項の第二種船をいう。）であって施行日以後平成二十四年一月一日前に建造されるものについては適用しない。

第三条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示、航海用具の基準を定める告示、船舶の消防設備の基準を定める告示、船舶の防火構造の基準を定める告示（第七条及び第八条の規定を除く。）及び船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　施行日前に設置されたA級仕切りにおける戸（船舶の防火構造の基準を定める告示第七条第二項第一号のA級仕切りにおける戸をいう。）及びB級仕切りにおける戸（同告示第八条第一項第一号のB級仕切りにおける戸をいう。）については、この告示による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第七条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

4　施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第一条のただし書に規定する改正規定による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5　施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○国土交通省告示第六百六十九号

船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第三十九条の二の規定に基づき、船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示を次のように定める。

平成二十二年六月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示

規程第三十九条の二の告示で定める装置等及び船内の場所については、船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）第四十六条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「規則第五十六条の二の告示で定める装置等」とあるのは「規程第三十九条の二の告示で定める装置等」と、同条第二項中「規則第五十六条の二の告示で定める船内の場所」とあるのは「規程第三十九条の二の告示で定める船内の場所」と、同項第四号中「第三条の三第二項第二号」とあるのは「第三条の三第二項第一号」と読み替えるものとする。

附　則

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。

官庁報告

国家試験

平成22年度春期情報処理技術者試験合格者

平成22年度春期情報処理技術者試験のうちＩＴパスポート試験及び基本情報技術者試験の合格者を平成22年5月20日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成22年6月18日

経済産業大臣　直嶋　正行